



日フ連第 170001 号

2017 年 4 月 4 日

地域フットサル連盟理事長 各位

(写し) 都道府県サッカー協会 御中

都道府県フットサル連盟 御中

公益財団法人日本サッカー協会
フットサル委員会委員長 北澤 豪

(公 印 省 略)

一般財団法人日本フットサル連盟

専務理事 渡邊 真人

(公 印 省 略)

地域フットサルリーグ所属チーム J F A フットサルライセンス保有者設置義務について

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は、本連盟並びに日本フットサルリーグの事業運営にご理解ご協力賜わり厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 6 月 13 日に開催されました、一般財団法人日本フットサル連盟（以下、本連盟という）第 1 回理事会において、「J F A フットサル C 級ライセンス地域リーグ監督またはコーチ義務化」について承認されました。

つきましては、本書にて改めて通知させていただくとともに、下記のとおり本件適用開始日及び義務について周知いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

[適用開始日] 2018 年 4 月 1 日（左記開始日以降に開始する、すべての地域リーグが対象となります）

※3 月中にライセンス合格認定を受けても資格は 5/1 から有効になる

[対 象] 本連盟が認定した地域フットサル連盟主催地域フットサルリーグに所属するチームの監督またはコーチ

（1 部、2 部が開催されている場合は、それらに所属するすべてのチーム。女子リーグについては下記参照）

[資 格] J F A フットサル C 級ライセンス以上の資格

[義 務] ① 地域フットサルリーグに所属するチームの監督またはコーチは、J F A フットサル C 級ライセンス以上の資格保有者であること。（2018 シーズンから）

② 地域フットサルリーグに所属するチームの監督またはコーチは、J F A フットサル C 級ライセンス以上の資格保有者とし、すべての試合においてベンチ入りさせること。また、チームは資格保有者が懲罰などを受けベンチ入りができないことを想定し、チーム内に複数人の資格保有者を登録すること。（2020 シーズンから）

③ 地域女子フットサルリーグ

上記①については、2020 シーズンから、②については状況を鑑みで別途通知する。

以上